

第七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「防疫業務」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 人事委員会規則で定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の業務

第六条第一項第十六号中「とさつ」を「と殺」に改め、同条第二項第一号中「前項第一号」の下に「から第四号まで及び第五号」を加え、同項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 前項第四号の二に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。） 業務に従事した日一日につき三百八十円

四の三 前項第四号の二に掲げる業務のうち特に危険であると人事委員会が認める業務 業務に従事した日一日につき七百六十円

附則第二項第一号中「、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域」を「帰還困難区域」に改め、同項第二号中「、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行う」を「居住制限区域に設定する」に改め、同項第三号を削る。

附則第三項第一号中「一万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、一三万円）」を「六千六百元」に改め、同項第二号中「二千円」を「千三百三十円」に改め、同項第三号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同項第四号中「千円」を「六百六十円」に改め、同項第五号を削る。

附則第六項を附則第八項とする。

附則第五項中「、第三号又は第五号の」を「若しくは第三号又は附則第五項第一号若しくは第三号に掲げる」に改め、「額は、」の下に「附則第三項及び」を

加え、同項を附則第七項とする。

附則第四項中「おいて、」の下に「附則第三項各号及び」を加え、「のうち手当」を「に係る手当の額が同額のとときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当」に、「に係る手当」を「その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当」に改め、同項を附則第六項とし、附則第三項の次に次の二項を加える。

4 附則第二項に定めるもののほか、職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、当分の間、危険現場作業手当を支給する。

一 原子力災害対策本部長指示により原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二十二号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（附則第二項各号に掲げるもの及び原子力災害対策本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

二 原子力災害対策本部長指示により居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（附則第二項各号及び前号に掲げるもの並びに原子力災害対策本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

5 前項の規定により支給する危険現場作業手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 六千六百円
- 二 前項第一号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千三百三十円
- 三 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 五千円
- 四 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千円

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の附則第二項から第七項までの規定（以下「改正後の規定」という。）は、平成二十四年四月十六日からこの条例の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であつて、改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第三項第一号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第五項第一号に掲げる作業に該当することとなるもの）及び改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第三項第二号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第三項第一号若しくは第三号又は附則第五項第一号から第三号までに掲げる作業に該当することとなるもの）を除く。）を行った場合についても適用する。

提案理由

国及び他の都道府県との均衡を考慮し、危険業務手当の支給対象となる業務を追加するとともに、東日本大震災に対処するための危険現場作業手当の特例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。